

ヘボン式ローマ字表

下記の表を参考にしてください。太枠内は特に誤りやすいつづりですので、ご注意ください。

50音表									
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA
い	き	し	ち	に	ひ	み	—	り	ゐ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI	—	RI	I
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	—
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU	—
え	け	せ	て	ね	へ	め	—	れ	ゑ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME	—	RE	E
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O

濁音・半濁音表				
が	ざ	だ	ば	ぱ
GA	ZA	DA	BA	PA
ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
GI	JI	JI	BI	PI
ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
GU	ZU	ZU	BU	PU
げ	ぜ	で	べ	ぺ
GE	ZE	DE	BE	PE
ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
GO	ZO	DO	BO	PO

拗音(ようおん)表										
きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU
きょ	しよ	ちよ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO

外国式の氏名のヘボン式ローマ字表								
イェ	ウイ	ウエ	ウオ	ヴァ	ヴィ	ヴ	ヴェ	ヴォ
IE	UI	UE	UO	BUA	BUI	BU	BUE	BUO
クア	クイ	クエ	クオ	グア	グイ	グエ	グオ	ジエ
KUA	KUI	KUE	KUO	GUA	GUI	GUE	GUO	JIE
チェ	ツア	ツイ	ツエ	ツオ	ティ	ディ	デュ	ドウ
CHIE	TSUA	TSUI	TSUE	TSUO	TEI	DEI	DEYU	DOU
ファ	フィ	フェ	フォ	フョ				
FUA	FUI	FUE	FUO	FUYO				

注意が必要な表記例

- ・下記は、誤りやすい「ヘボン式ローマ字」の表記例です。
- ・下記以外の表記を希望される場合は「非ヘボン式ローマ字表記」になります。くわしくは、「非ヘボン式ローマ字表記の例」を参考にしてください。
- ・姓の表記は、戸籍の筆頭者と同じ表記になります。
- ・下記の例にない場合など、ご不明な点がある場合は、福岡県パスポートセンターにご相談ください。

長音「お」「う」の表記について

○末尾の長音「お」は「O」で表記します。

例: 御園尾(みそのお) → MISONOO

例: 高遠(たかとお) → TAKATOO

例: 里雄(さとお) → SATOO

○末尾以外の長音の「お」は「O」を表記しません。

例: 大野(おおの) → ONO

例: 桑折(こおり) → KORI

○長音の「う」は末尾であるか否かに関わらず「U」を入れません。

例: 江藤(えとう) → ETO

例: 優香(ゆうか) → YUKA

○次のヨミカタは長音ではありませんので、ご注意ください。長音とならないヨミカタがありますので、不明な場合はお問い合わせください。

例: 松浦(まつうら) → MATSUURA

例: 小団扇(こうちわ) → KOUCHIWA

例: 瓜生(うりう) → URIU

例: 飯田(いいだ) → IIDA

例: 飯塚(いづか) → IIZUKA

例: 孝明(たかあき) → TAKAAKI

撥音(はつおん)「ん」の表記について

○撥音(はつおん)「ん」は「N」で表記します。

例: 本田(ほんだ) → HONDA

例: 信也(しんや) → SHINYA

例: 純一(じゅんいち) → JUNICHI

○ローマ字表記が「B」「M」「P」の前は「M」で表記します。

例: 難波(なんば) → NAMBA

例: 本間(ほんま) → HOMMA

例: 三瓶(さんぺい) → SAMPEI

促音(そくおん)「っ」の表記について

○促音の「っ」はローマ字の子音を重ねて表記します。

例: 服部(はっとり) → HATTORI

例: 一色(いっしき) → ISSHIKI

例: 哲平(てっぺい) → TEPPEI

○ローマ字表記が「CH」の前は「T」で表記します。

例: 発地(ほっち) → HOTCHI

例: 八町(はっちよう) → HATCHO

非ヘボン式ローマ字表記(ヘボン式によらないローマ字氏名表記)

○外国人との婚姻、両親のいずれかが外国人、または外国との二重国籍等により、戸籍上の氏名が外国式にカタカナで記載されている場合、又は戸籍上の氏名が漢字で記載されていてもヨミカタが外国式の場合には、旅券の氏名をヘボン式ローマ字ではなく、外国式のつづりで表記することができます。

戸籍姓 ピーターソン PETERSON

金(キム) KIM

戸籍名 ジェームス JAMES

情和(ジョンワ) JEONG-HWA

・上記の例以外で、ヘボン式によらないローマ字氏名表記(長音H・O・Uの挿入やRに代えてLの使用等)を希望する場合には、あらかじめ福岡県パスポートセンターにご相談ください。ご希望に添えない場合があります。

・ヘボン式によらないローマ字氏名表記での申請にあたっては、申請書(裏)の「旅券面の氏名表記」欄に希望する綴りを記入し、その綴りが実際に使用されていることを示す書類等(出生証明書、婚姻証明書又は配偶者や父母の外国旅券、特別永住者証明書(外国人登録証明書)等)とともに提出してください。

・旅券と航空券等の氏名の綴りが1文字でも異なっていると航空機等への搭乗が認められないので、ヘボン式によらないローマ字氏名表記を申し出る際には十分ご注意ください。また、姓をヘボン式によらないローマ字で表記する場合には、ご家族でつづりが異なることがないように、あらかじめご確認の上、申し出てください。

・姓の表記は、戸籍の筆頭者と同じ表記になります。

・一度登録したパスポートの氏名表記は、変更できません。

・ただし、婚姻や転籍等で、「氏名」・「本籍地の都道府県名」・「性別」等、戸籍の身分事項に変更が生じた場合は、パスポートのデータを変更する申請の手続きが必要です。

別名併記

○戸籍で確認ができ、日常的に使用している外国人配偶者(外国人の父または母)の姓や二重国籍者が出生証明書や外国旅券上の名前を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができます。(この場合は姓や名の後に括弧書きで表記されます。)

○有効なパスポートをお持ちの方も、別名の確認できる戸籍謄本が必要です。

○括弧書きによる別名の併記はICAO文書第9303号には規定されていない例外的な措置であるため、ICチップ及びMRZ(Machine Readable Zone)には別名が記録されません。渡航先への入国可否は渡航先国の入国管理当局が判断します。入国審査では、旅券のICチップ及びMRZに記録されている氏名、ビザ(米国のESTA等を含む)に記載された氏名、航空券に記載された氏名が照合されますので、これら3つの氏名は一致している必要があります。

このため、旅券面に別名が記載されていたとしても、ビザ及び航空券を別名で取得することはできませんので、御注意ください。

1. 外国人配偶者の姓を併記
戸籍上の姓が「佐藤」で、配偶者の姓が「ピーターソン」(PETERSON)の場合
旅券の姓 SATO (PETERSON)
2. 二重国籍者が外国名を併記
戸籍上の名が「杏香」で、所持する外国旅券の名が「KYOKA PATRICIA」の場合
旅券の名 KYOKA (KYOKA PATRICIA)

- ・上記のほか、旧姓併記を新たに希望する場合には、戸籍謄本は必ず必要です。
- ・他にも書類をご用意いただく必要がありますので、あらかじめ福岡県パスポートセンターにご相談ください。
- ・別名併記での申請にあたっては、申請書(裏)の「旅券面の氏名表記」欄に希望するつづりを記入し、そのつづりが実際に使用されていることを示す書類等(出生証明書、婚姻証明書又は配偶者や父母の外国旅券等)とともに提出してください。

・このほかにも、別名併記できる場合がありますので福岡県パスポートセンターにご相談ください。ただし、ご希望に添えない場合もあります。

注意事項

・パスポートに記載されたローマ字表記の氏名は、戸籍上の身分事項の変更により氏名の表記を変更した場合を除いて変更することはできません。

・戸籍の氏名に変更がなく、パスポートの氏名のヨミカタを変更することや、戸籍の変更があっても変更していない氏名のローマ字表記をついでに変更することも認められていません。

・詳しくは、お問い合わせください。

福岡県パスポートセンター



092-725-9001